

No.	質疑	回答
1	<p>無料低額宿泊施設に含まれる日常生活支援住居施設において、入居定員の半数以上が要介護区分1以上である場合、消防法施行令別表第1「(6)項ロ(1)(その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの)」として扱ってよいか。</p>	<p>(5)項イ又は(5)項ロとして取扱う。</p> <p>ただし、施設が業として報酬の有無にかかわらず規則第5条第6項に規定するサービスの提供を行っている場合は(6)項ロ(1)、又は(6)項ハ(1)とする。</p> <p>なお、(5)項イ又は(5)項ロとして取扱った場合であっても、避難が困難な要介護者の割合が定員の半数以上の場合は、入居者の避難困難性は(6)項ロ(1)と同様であることから、危険実態を鑑みて(6)項ロ(1)と同等の消防用設備等の設置を指導すること。</p>
2	<p>政令別表第一に掲げる防火対象物又はその部分に存する住戸のうち、一の住戸でその階数が2以上にわたるもの(以下「メゾネット型住戸」という。)に設ける非常警報設備の起動装置の設置方法は、メゾネット型住戸に対する自動火災報知設備の技術上の基準の特例について(平成30年11月21日30予第1073号予防課長通知)、別記、2の発信機の例によることとしてよいか。</p>	<p>差し支えない。</p>
3	<p>住宅宿泊事業法に係る消防用設備等の取扱いにおける追加資料の送付について(平成30年8月1日30予第570号予防部長通知)、別記、No.2の質疑は、長屋形態ではない一般住宅にも適用してよいか。</p>	<p>差し支えない。</p> <p>なお、この場合においても政令別表第1(5)項イに掲げる用途に供される部分以外の部分(防火対象物の内部に設置されている階段及び傾斜路、廊下及び通路並びにエレベーターの昇降路、リネンシュート及びパイプダクトその他これらに類するものを含む。)についても特小自火報の感知器の設置が必要となる。</p>
4	<p>自動火災報知設備の発信機の表示灯は非常電源を要しないため、非常コンセント設備の保護箱に設ける赤色の灯火を兼ねることができないと解してよいか。</p>	<p>お見込みのとおり。</p>

No.	質疑	回答
5	<p>非常コンセント設備の保護箱の上部に設ける赤色の灯火は、非常コンセント設備の電源の 100V 回路から分岐して設けているが、この灯火への回路の途中にコンバータを設けて 24V 仕様のフラット型表示灯を使用してもよいか。</p>	<p>非常コンセント設備の灯火の回路の配線は耐熱性が求められるため、コンバータが保護箱、不燃性のダクト又は耐火性能を有するパイプシャフト等に設けられており、非常コンセント設備の機能に支障がない場合はよい。</p> <p>なお、コンバータは灯火への回路に設けられるヒューズと赤色の灯火の間に接続するよう指導すること。</p>
6	<p>蓄電池を複数台接続して設置する場合の取扱いについて、JIS C 4412 に適合する場合は、蓄電池及びその他の機器が収納された一の箱ごとに容量を算定し、火災予防条例第 13 条の適用を判断すると示されている。この場合、JIS C 4412-1:2014 や JIS C 4412-2:2019 に適合するものとして一般社団法人電気安全環境研究所の認証 (SJET 認証) を受けた蓄電システムも、同様に取り扱いよいか。</p>	<p>お見込みのとおり。</p> <p>JIS C 4412-2 は「分離型パワーコンディショナの特定要求事項」であり蓄電池部分は含まれていないが、SJET 認証の場合、蓄電池部分の安全性を JIS C 4412-1 (低圧蓄電システムの安全要求事項-第 1 部: 一般的要求事項) で確認しているとのこと。</p>
7	<p>コンテナ等の内部に設置する蓄電池設備は、コンテナ等の扉や窓などの開口部を随時開放可能な自然換気方式とすることができると示されているが、コンテナ等以外に設ける蓄電池設備についても同様に取り扱ってよいか。</p>	<p>お見込みのとおり。</p> <p>なお、蓄電池設備の温度上昇及び爆発性ガスの滞留のおそれにあわせて適切な換気方式をとるよう指導すること。</p>
8	<p>東京ガスネットワーク株式会社が設置するマイコン遮断装置付きガスメーターに、中継器及び通信ユニットからなる通信端末 (以下、スマートメーターという。) をガス燃料配管のあるパイプシャフト内に設ける場合、条例第 3 条第 1 項第 14 号イただし書きで規定する「電気設備に防爆工事等の安全措置」が講じられているものとして扱って支障ないか。</p>	<p>お見込みのとおり。</p> <p>東京ガスネットワーク株式会社が設置するスマートメーターは本質安全防爆構造に準じた防爆性能を有していることが試験結果等から確認されている。</p>

No.	質疑	回答
9	<p>先般、安全性の高いコンベクションオープン火源とグリス除去装置との火災予防上安全な距離を保つことを要しない取扱いが定められたが、コンベクションオープンと特定不燃材料で作られた天蓋、厨房排気ダクト、壁、天井及びガラスなどの燃焼しない不燃性の物品等については、条例第3条第1項第1号で定める「建築物等及び可燃性の物品までの火災予防上安全な距離」を保つ必要が無いものとして取り扱うことで支障ないか。</p>	<p>お見込みのとおり。</p> <p>なお、特定不燃材料で作られた壁、天井とは、間柱、下地を含め特定不燃材料で造ったものであること。</p>
10	<p>ガスヒートポンプ冷暖房機において、予防事務審査・検査基準、第7章、資料11、別記2、特例適用の運用基準、第4、3、(4)で定める「入力合計が350kW以上の温風暖房設備のみが設置される部分で、各個の入力が70kW未満の温風暖房設備を設けるものに消火器を設置することで政令第13条の規定にかかわらず、政令第32条の規定を適用し特殊消火設備を設置しないことができるものとする。」を適用して支障ないか。</p>	<p>お見込みのとおり。</p> <p>予防事務審査・検査基準、第7章、資料11、別記2、特例適用の運用基準、第4、3、(4)の特例運用開始時、ヒートポンプ冷暖房機は温風暖房機（条例第6条の2）として規制され、特例の適用が可能であったが、後に、新たにヒートポンプ冷暖房機（条例第6条の3）として規制されたことにより、本特例が適用できなくなったものである。当時の条文を比較すると、ガスヒートポンプ冷暖房機に限っては、条例規制内容が特例運用開始時の温風暖房機と同内容であることから、設問による特例を適用して支障ない。</p>

No.	質疑	回答
11	<p>写真1のようなコンビニエンスストア等にある卓上フライヤーを、写真2のような架台に、写真3のように設置し、連結、固定等することなく常時移動可能な状態で使用するものは、火気器具として取り扱うことで支障ないか。</p> <p>写真1</p>  <p>写真2</p>  <p>写真3</p> 	<p>お見込みのとおり。</p> <p>なお、コンビニエンスストア等の卓上フライヤーのように、常時同一場所で使用する場合は、フライヤーが地震動等により容易に転倒しない構造としたうえで、火気設備として取り扱うよう指導されたい。</p> <p>また、火気設備として取り扱った場合の固定方法として、架台自体が天蓋及び建築物等と固定され、一体となっており（写真4、写真5参照）、その架台とフライヤーを固定することで、容易に転倒しない構造となっている場合は（写真5参照）、必ずしも床面にアンカーボルト等で固定する必要はない。</p> <p>写真4</p>  <p>写真5</p> 